

議・議案第2号

鶴ヶ島市議会会議規則の一部を改正する規則について

鶴ヶ島市議会会議規則（平成3年議会規則第1号）の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和4年6月15日提出

提出者	鶴ヶ島市議会議員	大曾根 英 明
賛成者	鶴ヶ島市議会議員	太 田 忠 芳
同	同	松 尾 孝 彦
同	同	大 野 洋 子
同	同	近 藤 英 基
同	同	小 川 茂
同	同	杉 田 恭 之
同	同	金 泉 婦貴子

提 案 理 由

感染症のまん延や大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参集が困難である等、特に必要があるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を利用した委員会に関する規定を加えたいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市議会会議規則の一部を改正する規則

鶴ヶ島市議会会議規則（平成3年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「欠席」を「欠席等」に改め、同条第1項中「事故のため出席できない」を「やむを得ない事由のため欠席、遅参又は早退する」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第37条第3項中「第1項」を「前2項」に改める。

第91条の見出し中「欠席」を「欠席等」に改め、同条第1項中「事故のため出席できない」を「やむを得ない事由のため欠席、遅参又は早退する」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第94条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第117条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第118条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンラインによる方法で委員会に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とある

のは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。

第127条中「第1章第4節」を「前章第4節」に改める。

第129条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第131条の見出し中「起立」の次に「又は挙手」を加え、同条第1項中「起立させ」を「起立又は挙手させ」に改め、「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、同条第2項中「起立者」の次に「又は挙手者」を加える。

第137条中「起立」の次に「又は挙手」を加える。

第142条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。